

消費者基本計画の検証・評価・監視にかかるヒアリング対象施策
及び施策におけるヒアリング項目

平成 23 年 12 月 2 日
消費者委員会

施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
69	食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点等を把握し、検討します。	消費者庁	食品表示に関する一元的な法律について、平成 24 年度中の法案提出を目指します。

- Q 1 「食品表示一元化検討会」の取りまとめ方針如何。法案提出に向けた検討の進捗状況を含めて説明されたい。
- Q 2 JAS 法、食品衛生法だけでなく健康増進法の改正も行われるのか。また、特別用途食品（特定保健用食品を含む）についても検討されるのか、説明されたい。さらに、景品表示法、不正競争防止法等の規制内容も盛り込んで一元化するような考えをとるのかどうか、伺いたい。
- Q 3 以下の内容について、「食品表示一元化検討会」で議論されるのかどうか、説明されたい。
- ①表示の不備に対する申出制度について
(現状では、家庭用品品質表示法と JAS 法には調査と措置義務が規定されているが、食品衛生法には規定がない。)
- ②消費者からの食品表示・食品安全に関する相談を受け付ける体制の整備について
- ③食品の機能性表示について
- Q 4 誇大・誤認表示が多く見られる健康食品に関して、消費者の不信感を解消する施策の現状について説明いただきたい。特に、インターネットでの「個人輸入」、ウェブ上での誇大・誤認表示への対応についても伺いたい。
- Q 5 収穫後農薬、遺伝子組み換え表示、アレルギー表示等の在り方について、考え方及び検討の状況について示されたい。

施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
43	<p>特定商取引法の適用除外とされた法律などの消費者保護関連法について、消費者被害の状況などを踏まえ厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時とりまとめ、公表します。さらに、当該状況を踏まえ、必要な執行体制強化や制度改正などを行います。</p> <p>消費者庁は、消費者委員会の意見を聞きながら、必要に応じ各省庁の具体的な取組を促します。</p>	消費者庁 関係省庁等	関係省庁における執行状況の随時取りまとめ、公表については、平成22年度早期に開始し、以降継続的に実施します。

- Q1 特定商取引法の適用除外になっている各省庁管轄下の各取引分野別にどのような消費者トラブルが発生しているか、それに各担当省庁はどう対処しているか、これらについて消費者庁はどのような連携体制をとっているかについて説明されたい。
- Q2 特定商取引法の適用除外の考え方の一つとして他の業法などで消費者の権利確保が図られていることがあるが、業法の規制と特定商取引法の規制の双方を受けることがあっても良いと思われるがいかがか。